

「令和3年度山口県食品衛生監視指導計画(案)」に対し、提出された意見とそれに対する県の考え方について

- 1 意見募集期間 令和3年2月19日(金)から令和3年3月18日(木)まで
- 2 意見の件数 2人 32件
- 3 意見の内容と県の考え方

【山口県食品衛生監視指導計画に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>【第2 監視指導に関する基本的事項】 「山口県内(下関市を除く。)」との記述があります。 なぜ下関市が除かれているのか、下関市は山口県管轄でないのか、明示が必要と考えます。 上記内容を追記した「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>本計画は食品衛生法第24条の規定に基づき、都道府県知事や保健所を設置する市(下関市)の市長等が定めなければならないとされているものです。 御意見を踏まえ、「第1 策定の趣旨」に根拠法について加筆しました。</p>
2	<p>【第2 監視指導に関する基本的事項】 「3 重点監視事項の設定」の(1)について、前年度計画と記述が異なります。(前年度計画：HACCPに沿った衛生管理の導入指導) 記述変更理由、意見募集への回答にも明示が必要ですが、計画(案)内にも明示が必須と考えます。 上記内容を追記した「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>本計画は、国の指針に基づき具体的な事項を定めるものであり、「第1 策定の趣旨」に記載のとおり、本年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が施行されることから、改正法に対応した計画としています。</p>

3	<p>【第4 監視指導の実施】</p> <p>「1 監視指導を実施すべき事項」の「(1) 重点監視事項」の記述に前年度計画との差異が見られます。</p> <p>前年度計画：「HACCPに沿った衛生管理の導入指導」</p> <p>今回計画案：「改正食品衛生法の適切な運用に向けた指導・助言」</p> <p>記述変更理由、意見募集への回答にも明示が必要ですが、計画(案)内にも明示が必要と考えます。</p> <p>上記内容を追記した「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>本計画は、国の指針に基づき具体的な事項を定めるものであり、「第1 策定の趣旨」に記載のとおり、本年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が施行されることから、改正法に対応した計画としています。</p>
4	<p>【第4 監視指導の実施】</p> <p>「(2) 共通監視事項」の「イ と畜場及び食鳥処理場」の「(ウ)」の記述に前年度計画との差異が見られます。</p> <p>記述変更理由、意見募集への回答にも明示が必要ですが、計画(案)内にも明示が必要と考えます。</p> <p>上記内容を追記した「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	
5	<p>【第4 監視指導の実施】</p> <p>「2 施設への立入検査に関する事項」の「(1) 立入検査の方向性」の記述に前年度計画との差異が見られます。</p> <p>記述変更理由、意見募集への回答にも明示が必要ですが、計画(案)内にも明示が必要と考えます。</p> <p>上記内容を追記した「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	

6	<p>【第4 監視指導の実施】</p> <p>「3 一斉監視指導等の実施に関する事項」のページ内表、前年度計画にありました「生かき処理加工施設等一斉監視指導（10月～2月）」が消えております。</p>	<p>生かき処理加工施設数の減少に伴い、対象施設が一部保健所管内に限定されることから、一斉監視指導の対象から外しています。</p>
7	<p>【第4 監視指導の実施】</p> <p>前年度計画の「3 一斉監視指導等の実施に関する事項」の「(5) 生かき処理加工施設等一斉監視指導」の記述が消えております。</p>	
8	<p>【第4 監視指導の実施】</p> <p>ふぐについては、「3 一斉監視指導等の実施に関する事項」の「フグを取り扱う施設」についての記述のみで「免許」についての記述がありませんが、「フグを取り扱う施設」＝「ふぐ取り扱い免許保持者勤務施設」と認識しております。</p> <p>ふぐに関する免許は都道府県ごとの取り扱い、この状況を見直す動きがある、と聞いております。</p> <p>法改正に対しては県として適正に意見を明示願います。</p>	<p>法改正に伴い、ふぐを処理する営業者には、この処理に係る知識・技術を有すると都道府県知事等が認める者にふぐの処理をさせることが義務付けられ、また、国の示す認定基準により知事等が認めた者を相互に受け入れるよう通知がされました。</p> <p>このため、他の都道府県知事等がふぐの処理に必要な知識・技術を有すると認めた者も受け入れることができるよう、条例を改正しました。</p>
9	<p>【第4 監視指導の実施】</p> <p>新型コロナウイルスによる持ち帰り/テイクアウト業者の急増に対する指導や感染症・食中毒予防強化期間の設定が必要と感じます。</p>	<p>本計画では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い増加する飲食店による持ち帰り等のサービスについて、重点監視事項に設定し、年間を通して監視を強化することとしています。</p>
10	<p>【第4 監視指導の実施、第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】</p> <p>「野生鳥獣肉」の記述がありますが、今後野生鳥獣肉の取り扱いが拡大する可能性があります。</p> <p>食品衛生監視指導の適切な施策の実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>今後とも関係者へのガイドラインの普及・定着と適切な食品衛生監視指導に努めてまいります。</p>

11	<p>【第5 食品等の収去検査等】</p> <p>「2 保健所で実施する検査」の「(3) 食品中のアレルゲン検査(簡易検査キットによる検査)」について、特定原材料7品目中5品目の調査となっております。えび及びかにの検査をなぜ行わないのか、意見募集への回答にも明示が必要ですが、計画(案)内にも明示が必要と考えます。</p> <p>上記内容を追記した「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>食品等の検査については、保健所又は環境保健センターで実施することとしており、「えび及びかに」については、環境保健センターで行うこととしています。</p>
12	<p>【第5 食品等の収去検査等】</p> <p>「3 環境保健センターで実施する検査」の「(1) 畜水産食品中の残留有害物質モニタリング検査」について、「畜水産食品中の抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用薬の残留実態検査を実施します。」との記述があります。実態検査対象の拡大拡充を宜しく御願ひ致します。</p> <p><例(あくまで例)></p> <p>水産食品(調理加工前)内のマイクロプラスチック</p>	<p>御意見につきましては、今後の計画策定の際の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>【第5 食品等の収去検査等】</p> <p>「3 環境保健センターで実施する検査」の(4)食品中のアレルゲン検査について、対象は「表示の義務があるもの特定原材料7品目」となっておりますが、「表示が推奨されているもの特定原材料に準ずるもの20品目」も本来検査を実施すべきと考えます。</p> <p>上記「20品目」の検査をしないならば、その理由を明示すべきと考えます。</p> <p>上記内容を追記の上で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>アレルゲンの検査については、国から公定法(検査方法)が示されている「小麦、卵、乳、そば、落花生、えび及びかに」の7品目を対象に行うこととしています。</p> <p>また、この検査は、適正表示がなされているかどうかを、食品検査の面からチェックしていくものですので、義務表示品目を対象とすることに意味があると考えています。</p>

14	<p>【第7 食中毒等健康被害発生時の対応】 「食中毒等」と記載はありますが、内容は食中毒のみとなっており、異物混入による健康被害発生時の対応はどうなっていますか。</p> <p>製造業者によっては、金属探知機を利用される方もおられると思いますが、その他にも硬質プラスチックを利用して加工される場合もあろうと思います。</p> <p>製品出荷後の清掃により機材の破損等が発生した場合の対応には言及されていませんが。</p>	<p>食中毒等には、異物混入による健康被害が含まれています。</p>
15	<p>【第8 食品等事業者自らが実施する衛生管理の促進】 最低でも年に1～2回は、異常発生時対応の訓練の必要性は無いのでしょうか？</p> <p>少なくともCCPについての対応訓練は、必要と思いますが。</p>	<p>HACCPに沿った衛生管理では、異常発生時の対応を定めることとされており、事業者において適切に対応できるよう普及啓発します。</p>
16	<p>【第8 食品等事業者自らが実施する衛生管理の促進】 「1 食品衛生管理者等の設置」の(2)は、主に法改正により記述変更となったと思われませんが、記述変更理由、意見募集への回答にも明示が必要ですが、計画(案)内にも明示が必要と考えます。</p> <p>上記内容を追記した「計画(案)」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>本計画は、国の指針に基づき具体的な事項を定めるものであり、「第1 策定の趣旨」に記載のとおり、本年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が施行されることから、改正法に対応した計画としています。</p>

17	<p>【第8 食品等事業者自らが実施する衛生管理の促進】 前年度計画にありました「5 学識経験者や導入済事業者などによるアドバイスや講習等HACCP導入に向けた技術支援を行い、衛生管理の高度化の促進を図ります。」の記述が無くなっており ます。 記述変更理由、意見募集への回答にも明示が必要ですが、計画（案）内にも明示が必要と考えます。 上記内容を追記した「計画（案）」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>本年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が施行されることから、本計画では、義務化されるHACCPの適切な実施に向けて技術支援を行うこととしています。</p>
18	<p>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】 「食の安心モニター」の記述があります。県ホームページに「山口県食の安心モニター」の募集について」の掲載がありましたが、「所定の応募申込書に必要事項を記入の上、お住まいの市又は町の消費者行政担当課にお申し込みください。」との事でした。 県のモニター募集であるなら、県主導で実施すべきと考えます。</p>	<p>食の安心モニター制度への御意見ありがとうございました。 今後とも同制度の活用を通じて、県民の食の安心・安全の確保に努めてまいります。</p>
19	<p>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】 「食の安全モニター」の募集方法が「持参もしくは郵送」に限っているのはなぜなのでしょう か。 意見募集への回答にも明示が必要ですが、計画（案）内にも明示が必要と考えます。 上記内容を追記した「計画（案）」で再度県民意見募集を実施すべきと考えます。 県民の意見募集もメールも可能な中、「持参もしくは郵送」での募集は不適切と感 じます。</p>	

20	<p>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】 「食の安心モニター」だけでなく、広く県民から「食の安心」に関する意見通報を受け入れる様な施策の実施を宜しく御願ひ致します。 (昨年度も同様の意見を当意見募集にお送りしましたが、特に修正なく本年度も「食の安全モニター」募集が実施されております。)</p>	<p>県民の皆様や事業所からの「食の安心・安全」に関する相談や通報をお受けする「食の安心ダイヤル(083-933-3000)」や「食の安心相談室」(県庁内)、食の安心相談員(保健所)を設置しています。</p>
21	<p>【第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】 前述「モニター募集」の件を含め、県と市町、あるいは関係組織団体との連携を密にされます様宜しく御願ひ致します。</p>	<p>食の安心モニター制度への御意見ありがとうございました。 今後とも同制度の活用を通じて、県民の食の安心・安全の確保に努めてまいります。</p>
22	<p>当該指導計画は毎年作成・実施されているものと思われます。 そうであれば、次年度指導計画(案)には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去数年の指導・検査等実績 ・過去数年の関係会議開催状況 ・前年度の指導計画との相違点とその理由、前年度と同じならば同じとした理由を「計画(案)」に明示した上で意見募集すべきと考えます。 	<p>過去の指導・検査の実績等については、監視指導計画の実施状況として県ホームページに掲載しています。 意見募集に関する御意見については、今後のパブリック・コメント実施の際の参考とさせていただきます。</p>
23	<p>当「指導計画(案)」に沿って具体的な行動内容が決定されると認識しております。効果的・具体的・適切な対応と結果の公表を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>食品等事業者に対する監視指導については、本計画に基づき、重点的、効率的かつ効果的に実施します。結果については、翌年度の6月末までに公表することとしています。</p>

24	<p>「令和2年度計画（案）」の意見募集で指摘した内容が、「令和3年度計画（案）」に殆ど反映されていないと感じます。</p> <p>意見募集後の「主権者である県民の意見」の取り扱い状況を、「意見募集への回答」としてではなく当「計画（案）」に明示すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメント実施の際の参考とさせていただきます。</p>
----	---	--

【表記の方法等に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>年代表記が元号のみと思われます。分かりやすくするため西暦への統一または双方併記への統一を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>御意見を踏まえ、和暦・西暦を併記する表記方法に改めました。</p>
2	<p>語句に「*」印を付けての巻末用語解説の掲載は有難いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目次に「*」の意味の掲載（下記） ・「*」印の再確認 ・解説実施語句の再確認の実施を宜しく御願ひ致します。 <p>（「*」印の説明は、文面途中に「* 用語解説（参考資料）に用語を掲載しているもの（以下、同じ）」とする他、目次の「用語解説」の直下にも付記するのが妥当と感じます。）</p>	<p>御意見を踏まえ、目次に「*」の意味を記載しました。</p>

【パブリック・コメント等に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>当案件、本文は11頁ほど+別図+別表+用語解説ではありますが、意見作成の為に本来過去の指導計画や関係法令・条例・細則・ガイドライン・別途公開されている過去実績等々も確認するべきと考えます。</p> <p>又、前述の通り記述に多数の不備不足があると感じます。</p> <p>その様な意見募集を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。）</p> <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>（「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、計画作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

<p>2</p>	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度であったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願致します)。</p> <p>(県広報誌(2月発行)にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。</p> <p>意見募集期間に新聞に掲載された「山口県からのお知らせ(山口県公報)」の広告/公報(下4段程度広告/公報)にも、パブリックコメント/県民意見募集実施に関する記事は、具体的案件についても、一般的な内容についても無かったと記憶しております。)</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われます。</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(3月3日の宇部日報、3月4日の山口新聞及び中国新聞)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
----------	---	---

3	<p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p> <p>(意見募集結果(人数・件数)の明示ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(3月3日の宇部日報、3月4日の山口新聞及び中国新聞)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
4	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>本計画の策定に当たっては、有識者や関係団体、県民から公募した委員等で構成する「山口県食の安心・安全審議会」の御意見をお聞きしています。</p>
5	<p>パブリックコメント/意見募集の資料の年代表記は西暦のみあるいは西暦元号併記とされます様宜しく御願ひ致します。</p>	<p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>「用語解説」の掲載を、県パブリックコメント/意見募集案件資料の必須項目とされます様宜しく御願ひ致します。</p>	